

FP Topics

= 年末調整の準備 =

2019年11月号

★2019年の年末調整★

年号の改正や消費税の増税など、なにかとあわただし
い1年ではありましたが、早くも年末調整の時期となりました。
2019年の年末調整は大きな変更点はなく、以下の3
点セットも昨年と変更はありません。

①給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

②給与所得者の配偶者控除等申告書

③給与所得者の保険料控除申告書

年末調整は給与所得者の年税額を確定させる手続きで
すので、消費税の増税は年末調整に影響はありません。

2020年の変更点

実務的には(法的にも)、2019年の年末調整時に2020年
分の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」も同時
に回収します。これは、2020年1月以降の給与支払いに
関する根拠資料となるからです。2020年の年末調整時
には、扶養控除申告書に2ヶ所の改正点があります。

①令和2年中の所得の見積額の欄

配偶者や扶養親族の合計所得金額見積額の判定基準が
10万円アップします。

②单身児童扶養者の欄

・児童扶養手当を受給している単身者(婚姻していない者)
で対象児童の総所得金額等の合計額が48万円以下の場合
合計所得金額が135万円以下であれば住民税が非課税と
なります。

★年末調整の電子化★



令和2年10月以降の年末調整においては、従業員が給
与の支払者に提出する控除申告書に、従来は書面(ハ
ガキ等)で添付していた保険料控除証明書等に代えて、
保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータ
(電子的控除証明書等)を添付して提出することが可能
となります。

(注) 控除申告書を電磁的に提出する場合があります。

令和2年からの源泉所得税の改正

【1】給与所得控除及び基礎控除に関する改正

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- ・給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額
が850万円、その上限額が195万円に引き下げられます。
- ・基礎控除額が10万円引き上げられます。
- ・合計所得金額が2,400万円を超える場合、控除額が通減
し、合計所得金額が2,500万円を超える場合については基
礎控除の適用がなくなります。

【2】所得金額調整控除の創設

給与収入(額面)が850万円を超えると所得税が増税となりま
すが、介護や子育てで世代の負担が増えないよう、新しく「所得
金額調整控除」という控除が創設されます。

【3】合計所得金額要件が10万円引き上げられます

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

【4】住宅借入金等特別控除の改正

消費税等の税率が10%である住宅の取得等をした場合、特
別控除の控除期間が13年間(改正前10年間)に改正されま
す。一般の住宅の場合11年目~13年目の控除額については、
一定の計算により特別控除が適用されます。

令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

扶

★源泉徴収票の確認★

令和 元 年 分 給与所得の源泉徴収票

令和元年仕様の源泉徴収票です。数年前までは小ぶりのサイズでシンプルな様式でしたが、年々複雑化していきます。何が記載(控除)されているのか全く知りません、という方もいらっしゃるのではっきりと確認します。

③ 支払金額	総支給金額
⑥ 源泉所得税額 (年税額)	源泉所得税及び復興特別所得税の合計額
⑦～⑫の欄	配偶者及び扶養親族等の状況
⑬ 社会保険料等の金額	厚生年金・社会保険料の年額及び小規模企業共済等掛金の金額
⑭ 生命保険料等の控除額	生命保険料及び地震保険料等の控除額
⑮ 住宅借入金等特別控除額	年末調整で行う住宅ローン控除の金額
⑱ 控除対象配偶者・扶養親族	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養親族
⑲ 配偶者の合計所得	配偶者の合計所得金額
⑳ 16歳未満の扶養親族	氏名及びフリガナを記載

＝年末調整に思う事＝

会計事務所に在籍していた頃は、年末が近づくとだんだん気が重くなってきていました。職種として季節労働的なところがあり、年末から5月、6月頃までが極端に忙しい時期にあたります。年末調整～確定申告～3月法人決算と仕事が山盛りになります。税制は毎年複雑化し、国税庁は難しくしてなにか楽しんでるのかな～？なんて考えてしまいました。2020年(令和2年)から年末調整はまた難しくなりそうです。基礎控除や給与所得控除の改正で年収850万円超の人は実質増税になるようです。配偶者(特別)控除の規定も複雑化していて、共働き世帯の方は“配偶者控除等の申告書”に注意が必要です。記入を助けるために国税庁からエクセルフォーマットが提供されているようですが、そんなものを配布するくらいならもっと簡単にすれば良いと思うのですが・・・

～今月の山便り～

11月も終わりに近づき街中の公園でも紅葉が見られるようになりました。高山での紅葉の始まりは早く、平地の夏の終わりごろには早くも美しい紅葉を見せてくれます。写真は北アルプスの薬師岳下山時のものです。沢登りの翌日、早朝に薬師岳をピストンした際だと記憶しています。あいにく天気は良くなく雨の中たいへん寒かったです。この頃接写に凝っていて紅葉した葉に美しい水玉がのっている様子を飽きずに撮っていたのを思い出します。接写した写真は次回以降紹介したいと思えます。薬師岳は高校山岳部1年生夏合宿の際、北アルプスで最初に目にした山です。その巨大な山容に驚いた記憶がありますが、もっと印象に残っているのは、3年生の先輩女子から感動が足りない！もっと感動しろ！と言われたことはいまだに記憶に残っています。確かに森林限界を超えて目に飛び込んでくる景色は本当に感動しますが、感動の押し売りはどうかと思いました・・・

